

令和 8 年度滋賀県による障害者就労施設等からの物品・役務の
調達を推進を図るための方針

令和 8 年（2026 年） 5 月 29 日策定

第 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するよう、滋賀県が行う障害者就労施設等からの物品・役務の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、特に定義する場合を除き、法で使用する用語の例による。

第 3 方針の適用範囲

この方針は、県の全ての機関が行う物品・役務の調達に適用する。

第 4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針において、「障害者就労施設等」とは以下に掲げるものをいう。

(1) 法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等（下記ア～キ）であって、県内に所在または居住するもの

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 特例子会社（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所をいう。）

オ 重度障害者多数雇用事業所（施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所をいう。）

カ 在宅就業障害者

キ 在宅就業支援団体

(2) 「滋賀県社会的事業所設置運営要綱」に基づく社会的事業所

(3) 「滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱」に基づく滋賀型地域活動

支援センター

- (4) 厚生労働大臣が認定した障害者の雇用の促進および雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主（「もにす認定」事業主）であって、県内に所在するもの

第5 基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの物品・役務の調達を全庁をあげて推進するものとし、各機関において別表に掲げる品目および具体例を参考に可能な限り幅広い分野の調達に努めるものとする。
- (2) 予算の適切な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

第6 調達の目標

令和8年度障害者就労施設等からの調達実績が、各機関1件以上となるよう取り組むものとする（ただし、県外に所在する機関を除く。）。

（調達額の目安：36,000千円以上）

なお、物品・役務の調達について複数の障害者就労施設等との間の仲介をまとめて行う共同受注窓口を利用した調達については、契約上障害者就労施設等からの直接の調達ではないが、結果的に障害者就労施設等が供給する物品・役務の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品・役務の調達に準じて取り扱うものとする。

第7 調達の推進方法

- (1) 滋賀県ナイスハート物品購入制度等の活用

障害者就労施設等からの物品・役務の調達に際しては、滋賀県ナイスハート物品購入制度による入札および随意契約ならびに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

- (2) 供給可能な物品・役務の情報収集と提供

健康医療福祉部障害福祉課は、障害者就労施設等が供給できる物品・役務の情報を収集し、発注可能な品目および価格ならびに事業所の情報をまとめた資料を作成し、県の各機関に提供する。

- (3) 共同受注窓口の活用

数量の多い物品・役務を発注する場合などにあっては、円滑な調達を行うた

め、共同受注窓口を積極的に活用する。

(4) 障害者就労施設等における受注体制の向上支援

障害者就労施設等に対し、物品・役務の品質やサービスの向上、新商品や新サービスの開発、物品・役務に関する情報の提供や供給の円滑化などについて主体的な取組を促すことなどにより、障害者就労施設等における受注体制の向上を支援する。

(5) 各機関における調達促進に向けた働きかけ

健康医療福祉部障害福祉課は、年2回、各機関に調達実績を照会し、とりまとめた実績額や取組事例を情報共有するとともに、未調達となっている機関に対して、調達予定の確認、調達困難な理由の聞き取りなどの働きかけを行うことにより各機関の調達を促進する。

(6) 庁内の推進体制

調達の推進に当たって、検討・調整が必要な場合は、庁議等を活用して全庁的な連絡調整や情報の共有、推進方策の検討等を行う。

第8 調達方針および調達実績の公表

(1) 方針の策定または見直しを行ったときは、県のホームページに掲載する等の方法により公表する。

(2) 当該年度の調達実績の概要については、会計年度終了後速やかに取りまとめのうえ、県のホームページに掲載する等の方法により公表する。

第9 県が行う契約における障害者の就業を促進するための措置

県が行う契約において、滋賀県ナイスハート物品購入制度により障害者雇用促進事業者を優先的に取扱うほか、県が発注する建設工事等に係る入札参加資格審査およびプロポーザル等の落札者決定基準において障害者雇用に係る取組について評価するなどにより、公契約における障害者の就業を促進するための措置を行う。

第10 その他

(1) 県の主催行事等における配慮

県の各機関が開催する各種行事やイベント等において、物品の販売等を行う際は、障害者就労施設等の販売機会の確保に配慮する。

(2) 業務委託先等における配慮

県立施設の指定管理者や県からの出資法人等に対しても、障害者就労施設等からの物品・役務の調達について理解と協力を求める。

(3) 一般企業に対する調達への推進

県の機関以外の一般企業における障害者就労施設等からの物品・役務の調達促進を図るために、調達事例をホームページに掲載する等の方法により公表する。

(4) 市町との連携

障害者就労施設等が取り扱う物品・役務等の情報の共有等、優先調達の推進に向けて、市町との連携を図る。

附則

この方針の第4の(4)は、策定日から適用する。

(別表)

【物品および役務の品目例】

	品 目	具 体 例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	③食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物、贈答用食品、手土産品 など
	④小物雑貨	衣料・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、ノベルティ、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	⑤その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等①から④まで以外の物品
役 務	①清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	②情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	③クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	④飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑤その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など